

令和2年度
監査結果報告書

王寺町監査委員

○監査結果報告書

1 監査方法

(1) 主な実施内容

各所管の財務に関する事務の執行、及び経営に係る事業の管理が、地方自治法第2条第14項から第16項までの規定の趣旨に沿ってなされているかについて、王寺町が定める監査基準に準拠し、質問、計数突合、確認、分析等を監査の手續として適用しました。

(2) 監査の着眼点

- ・予算執行が適正かつ計画的、効率的に行われているか
- ・事務事業の執行及び管理運営が適正かつ合理的、効果的に行われているか
- ・契約事務が適正かつ効率的に執行されているか
- ・現金等取扱い事務が適正に行われているか 等

○令和元年度決算監査(健全化判断比率の審査 基金の運用を含む)

監査日時 令和2年8月26日

監査の結果

地方自治法第233条第2項及び第241条第5項の規定により審査に付された、令和元年度王寺町一般会計、特別会計の歳入歳出決算及び基金運用状況並びに関係諸帳簿・証書類を審査した結果、内容において規定に抵触したることなく、かつ、各会計の決算の収支、基金の運用状況は関係諸帳簿・証書類と一致符合し、適正で確実なる決算であり、基金の運用は設置目的に従い確実、かつ、効率的な運用であると認めます。

また、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条及び第22条の規定により、審査に付された健全化判断比率等の算定は、法令等の趣旨に沿って適切に行われ、その算定の基礎となる事項を記載した書類の数値が適正に表示され、帳票の管理が十分されていることを認めます。

監査意見

大規模な工事や委託業務などは、手続きを踏まえて適正に行われています。その上でさらに業務執行の質を高めるためには、その関連修理やメンテナンス委託など、流れの中で処理されがちな業務も、常に原点に立ち直って、基準やルールを確認するとともに、チェック機能の強化に努められるようお願いいたします。

今後、新型コロナウイルス感染症の影響により、厳しい状況は避けられない中、健全な財政状況を維持しながら、さらに住民福祉の増進を図るために、将来に向けた政策財源の確保と、効率的かつ効果的な行財政運営を行うべく、大いに職務に精励されることを期待します。

○地方自治法第199条第4項に基づく定期監査

監査日時 令和2年12月25日

監査の結果

基本的事項については、おおむね適正であると認められました。

監査意見

今年度はコロナ関連で収入も支出も例年とは大きく違っているため、決算等の推移を見るときは影響を受けた分を除いて見るのが望ましいです。

○行政監査(事務監査)

監査日時 令和2年5月26日

国保健康推進課

王寺町における新型コロナウイルス感染症対策の傷病手当金について

監査の結果

基本的事項については、おおむね適正であると認められました。

監査日時 令和2年6月25日

地域交流課

王寺町の文化財を活かした観光拠点づくりについて

監査の結果

基本的事項については、おおむね適正であると認められました。

監査日時 令和2年7月28日

危機管理室

葛下川溢水防止(土のう積み)業務及び新型コロナウイルスを考慮した出水期の避難について

監査の結果

基本的事項については、おおむね適正であると認められました。

監査日時 令和2年9月24日

政策推進課

第3セクター(都市開発、地域振興)決算状況について

監査の結果

基本的事項については、おおむね適正であると認められました。

※地方自治法第199条第7項に基づく財政支援団体監査

監査日時 令和2年10月26日

子育て支援課

ファミリーサポートセンター事業の進捗状況について

監査の結果

基本的事項については、おおむね適正であると認められました。

監査意見

事業の目的は良いので事業の重要業績評価指標の進捗を、段階的に推進、管理、効果評価に努められたい。

監査日時 令和2年11月24日

上下水道課

第1浄水場解体工事及び今後の計画について

監査の結果

基本的事項については、おおむね適正であると認められました。

監査意見 助言あり

第 1 浄水場解体撤去工事の費用にかかる執行科目は特別損失等にした方がよいのではないかと助言しました。

→ 公認会計士に確認され、現在執行している委託料でも間違いではないが、毎年発生するものではなく、解体費用として一時的に大きな費用がかかるので営業費用に計上するより特別損失から執行するほうが望ましいとのことであり、委託料から特別損失に支出更正する予定。

監査日時 令和3年1月27日

義務教育学校設置準備室

義務教育学校(北・南)整備事業の進捗状況について

監査の結果

基本的事項については、おおむね適正であると認められました。

監査日時 令和3年2月22日

福祉介護課

第8期王寺町介護保険事業計画及び高齢者福祉計画の策定について

監査の結果

基本的事項については、おおむね適正であると認められました。

○例月監査(令和2年4月～令和3年3月)

監査実施日は行政監査と同日

監査意見

別添例月出納検査一件書類に基づき監査した結果、現金・各数値各帳簿と一致し确实と認めました。